

小野寺家臣から佐竹家臣へ

— 黒沢家の場合 —

半田和彦

I 問題の設定

当館第二展示室、歴史部門において企画した“武士の生活用具、展（昭和55年6月14日～57年5月20日）のため県内各地で関係資料を調査するなかで、黒沢信夫氏（秋田市中通三丁目）宅に多数の貴重な資料があることを知り、借用することができた。これらの資料の中で私は黒沢氏所用の具足に引きつけられた。

すなわち、胴部分の朱書である（写真1）。

「慶長十九年〇之冬撰州大坂御合戦時
黒沢甚兵衛尉道家着此具足於戦場合
鍵遂高名

征夷大將軍 秀忠公御感状頂戴之

干時延宝三乙卯曆

従道家四代 道朗

当初は、この朱書について半信半疑であったが、『徳川実紀』寛永十年二月廿六日の条の、佐竹義隆襲父、義宣遺領の記事に次のようにあることにより、朱書の

信憑性が証明された。『徳川実紀』の記事は次のとおりである。

「（前略）義宣大坂前後の戦には 台徳院殿の御供し。今福堤にて戦功少からず。梅津。大塚。黒沢などいふ家子までも。御感状并に褒賜をかうぶりける。（以下略）」（文中傍点引用者）

その後、同家の「黒沢氏家伝」により黒沢氏は戦国期出羽国仙北上浦郡の支配者であった小野寺家の重臣で、主家改易後一時浪人したのち新領主佐竹家に採用された武士であることを知った。

これらの事から私達博物館活動に従事するものは展示のためテーマにふさわしい諸実資料を求めて調査を行ない、そして借用交渉を進め出陣するという手順を踏むのであるが、これらの諸資料を残している家それ自体を正確に分析した上でこそ、それぞれの家に残る資料が生々としてくるのではないかと考えた。

また、黒沢家の個別研究はこれまでの秋田藩武士研究に新たな評価を与えることができると考えた。

すなわち、これまでの研究は横手給人吉沢氏¹⁾を頂点としてその他角館給人運沼氏²⁾、益子氏³⁾などであったが本藩の500石級の家臣の分析例はなかったからである。以上の理由から、黒沢信夫家の開祖ともいべき黒沢甚兵衛尉道家を中心テーマとし、同家を追求できる限り総合的に調査することとした。その結果、黒沢氏は戦国期以来の秋田武士であって、小野寺、佐竹両家の家臣として活躍した家であることがわかった。

また、戦国末期から近世初期の激動の時代を生きたひとりの有能な武將甚兵衛道家を通して変動期を生きた秋田武士の姿をとらえることもできた。さらに家屋と屋敷内の調査から、上級武士の日常生活が我々の予想よりはるかに質素であることもわかった。



写真1 黒沢氏具足

II 小野寺家臣期の黒沢氏の活動

戦国期の小野寺を知る上で最も利用される資料は『奥羽永慶軍記』（以後『軍記』と略す）である。

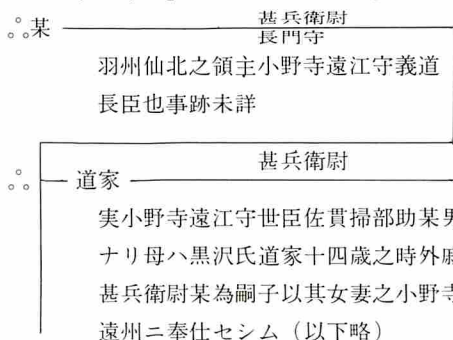
しかし、記載された内容や年代に誤まりのある部分もあり細心の注意を払って利用する必要があるとされている。本稿では、その点に配慮しながら黒沢信夫家にある「黒沢氏家伝」（以後「家伝」と略す）と比較検討しつつ、小野寺家臣時代の黒沢氏の動きを分析してみることにする。

「家伝」による黒沢氏の動きは次のようである。

- 一、黒沢長門守奥州和賀郡之押トシテ横手之東山内居住黒沢城其比山北之大将ハ小野寺遠江守景道ト号ス湯沢ニ居住
 - 一、天文二十一年六月横手佐渡守仍勸金沢之役氏金乗坊企逆心由令露頭小野寺殿催大勢攻横手黒沢長門守モ一門郎党率シ小野寺殿ノ勢ニ馳加リ勦忠戦……………
 - 一、同二十三年景道大軍ヲ起シ横手佐渡守役氏金乗坊ヲ討黒沢一ノ門盡軍功
 - 一、永禄ノ始奥州和賀之領主多田薩摩守源ノ義忠大勢ヲ帥テ山北ノ境ヲ攻破ラント黒沢ニ近陣ス其比大将小野寺景道ハ横手ニ居住也長門守此事以飛脚ヲ進注……………
 - 一、天正十年小野寺孫十郎義道由利ノ十二党ト於大沢合戦有之長門守モ出陣盡軍功
 - 一、小野寺殿御内八柏大和守道為トテ老功ノ武士有之ニ付最上ヨリ度々雖攻山北不得最上勝利……………小野寺遠江守義道孫十郎殿乘此謀討八柏ヲ討セ給フ其討手椋内淡路黒沢甚兵衛兩人ニテ横手ヨリ……………於大手口淡路甚兵衛兩人ニテ討之……………
 - 一、楯岡豊前守カ郎等原田大膳ト云者岩崎ノ館ヲ乗取籠城ス小野寺殿岩崎ヲ返リ攻ニセラル時黒沢和泉同甚兵衛同藤吉同嶋出陣ス…………… 4)
 - 一、文禄五年三月山北ノ大将義道所々ノ人数ヲ催シ湯沢ノ城ヲ攻ル同時ニ岩崎ノ城ヲモ攻ル其大将馬倉能登守同右兵衛尉黒沢甚兵衛尉岩崎ノ城ヘ打向フ岩崎勢柵ノ外ニ三百人程出テ始鉄炮軍後手詰ノ戦ヒ成テ黒沢甚兵衛先ヲ争ヒ岩崎ノ大将大膳ニ合鍵古内太左衛門ニ手ヲ負セ田中三五郎ヲ鍵下ニ討取之…………… 5)
- 以上のことから、黒沢信夫家の先祖は横手山内黒沢城を守る黒沢長門守となる。そしてこの「家伝」によると、黒沢長門守が登場するのは天正10年の大沢合戦

までで、その後は甚兵衛（尉）となる。この二人の関係は「家伝」では不明であるが、同家に残る「黒沢氏世系家譜」（以後「家譜」と略す）によって、黒沢長門守の嗣子が甚兵衛（尉）であることがわかる。

すなわち、「家譜」に次のようにある。



初代の長門守も当初甚兵衛尉と称していたようであるが「家伝」によると、天正10年までの間は黒沢長門守、以後を甚兵衛（尉）としていることから八柏大和暗殺以降は嗣子である甚兵衛道家の事蹟と考えて良いと思われる。

次に『軍記』中に見られる黒沢姓をぬき出してみると次のようになる。

- 黒沢長門守（巻三、和賀の多田義忠、藤倉城を攻む）
- 黒沢（巻三、大沢山合戦）
- 黒沢和泉守（巻十、有屋峠合戦）
- 黒沢肥後（巻十、有屋峠合戦）
- 黒沢志摩（巻二十七、岩崎返攻）
- 黒沢甚兵衛尉家光（同 上）
- 黒沢治部之助（巻二十七、西馬音内人質を奪はんとす）

単に黒沢と記されているものもあるが、人名としては、黒沢長門守、黒沢和泉守、黒沢肥後、黒沢志摩、黒沢甚兵衛尉家光（十八、九歳）、黒沢治部之助などが存在する。これらの黒沢姓の中から長門守とその嗣子甚兵衛尉の一族と思われるのが黒沢和泉守である。

すなわち『軍記』（巻二十七、岩崎返攻）中に次のようにある。

「……寄手には、黒沢甚兵衛尉家光十八、九歳の若者なりしが、先陣に乗出し、今日を限りと馳廻る。其勢ひ諸人目を驚かしぬ。城の大将大膳にも鍵を合せ、古内太郎左衛門にも手を負せたり。去年十月の合戦に岩崎大膳が女房に叔父和泉を討せて鬱憤今に散せず、

其弔ひ軍にと思えば……」（文中傍点筆者）

甚兵衛尉の叔父が黒沢和泉守であることがこれでわかる。なお、『軍記』にある黒沢甚兵衛尉家光の活躍は「家伝」からみにて、甚兵衛道家と思われる。又、年齢18～19才とあるが後述するが甚兵衛は永禄10年（1567）生まれであるからこの合戦当時（文禄5年）29才となり『軍記』は人名および年齢に誤りがある。

以上の分析から、黒沢氏は横手小野寺の家臣で和賀への押えとして山内黒沢城を守った武将であることがわかった。

では、この黒沢城とはどんな城であったろうか。

『秋田県の中世城館』（県教育委員会編）に報告されている黒沢館関係は図1、2である。また報告文は次のようである⁶⁾。

「黒沢館 山内村黒沢宇石田

東と西（里ノ沢）から迫上げた通称城ノ平に複郭性平坦面が5面認められる。中央の主郭は東西40m南北70m弱。北西に物見台と伝えられる峰があり黒沢峠方向が最もよく見通せる。その真下に若干凹凸の多い緩斜面（東西約45m南北約50m）と、東の中腹の緩傾斜地（東西約20m南北約60m）には、腰郭がある。登り道の間にあることと水の手（沢）に近接していることによる推定である。主郭の東西両辺に幅約3m深さ約1mの空堀各1条と、これに伴う土塁が見られる。主郭の南にも堀切（幅約5m深さ約3m）があつて、さらに南に続く屋根（郭）との間を切断。山脚に根小屋・寺屋敷が付随し陶製の食器片が出土している。元応元年小野寺道宣（信道か）寄進とされる熊野山神社が現存する。『小野寺興廃記』によれば、当時境土を争った和賀氏への押え（境目城）で天文年間の築城。黒沢長門（小野寺輝道の家臣）同甚兵衛（小野寺義道の代に若家老を勤める）が居城。」

以上からわかることは、①複郭性平坦面が5面あること、②腰郭が2ヶ所あること、③空堀2条と土塁施設があること、④根小屋、寺屋敷などの家臣家屋のあること、⑤天文年間の築城と推定されること、などである。黒沢城は平鹿14城（『小野寺盛衰記』より）のひとつであり、隣国の和賀郡への押えとして重要な位置にあることから、黒沢長門守は小野寺麾下の中でも有力な武将のひとりと考えて良いと思われる。また、その嗣子甚兵衛も軍師八柏大和暗殺に関与する（甚兵

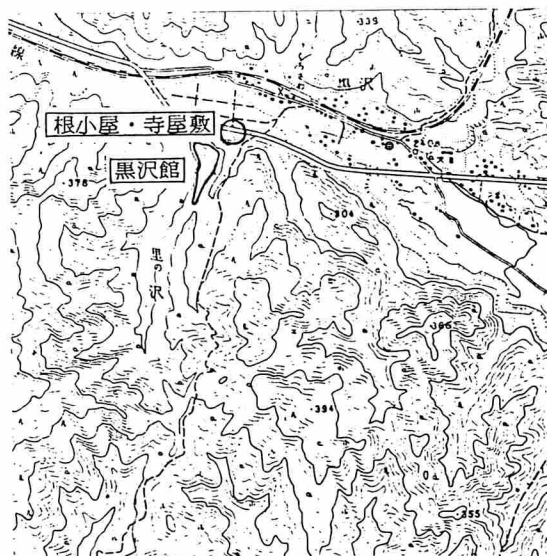


図1 黒沢館の位置

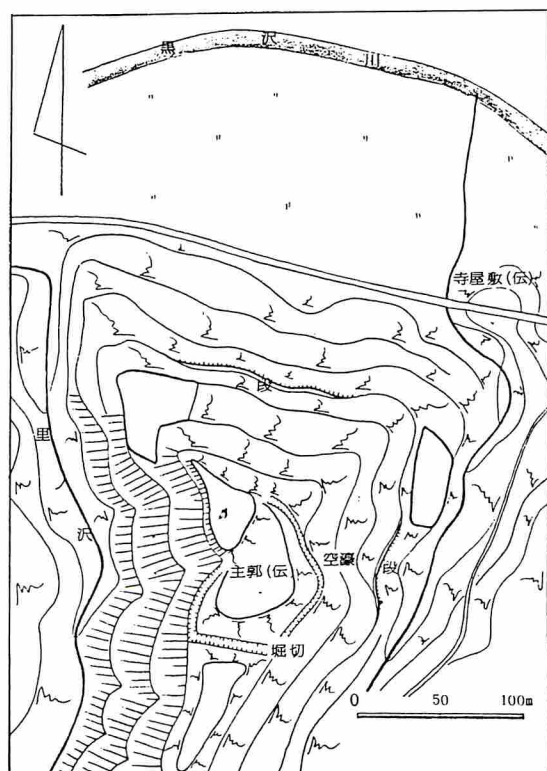


図2 黒沢館の実測図

衛27才)など若くして小野寺義道に重く用いられたようである⁷⁾。なお、若家老については『横手郷土史』第44号の小野寺家臣団書の中に
 若年寄 黒沢甚兵衛
 とある⁸⁾のが甚兵衛のこの当時の立場を示す唯一の資料である。

III 小野寺改易と新領主佐竹義宣への出迎え

小野寺義道は慶長6年(1601)所領を没収され、石見国津和野の坂崎氏に預けられた。小野寺改易により人々は津和野に同行する一部の人々と大多数の浪人へと進む方向が分かれた。黒沢氏の場合は「家伝」によると、次のようにある。

「小野寺殿慶長五年石田治部少輔三成謀叛ニ一味ノ由令露頭同七年春石州へ流罪也横手城ヲハ清水大藏大輔殿請取此時所々ノ一門皆々居城ヲ最上へ渡ス黒沢一門モ皆々牢人ト成」

また、『秋田人物伝』⁹⁾によると、次のようである。

「翌年正月二十一日、所領を没収せられ、石見に謫せらる。此時最上源五郎義秋来りて、横手城を収む、道家城を納れて去る、義秋道家を招ぎ、家臣たらんことを勧む、道家聴ずして日く、我豈他の俸禄を食むものならんやと、義秋大に怒り道家を殺さんとす、某臣諫て曰く、道家は義士なり、何ぞ之を殺すべけんやと」

現在までのところ、横手城請取を最上義光自身が行なった事実はないから『秋田人物伝』の記事は事実はない。黒沢甚兵衛とその一門は「家伝」に見られるように「一門皆々牢人」となった。秋田地方に新領主が入部するのが慶長7年9月であるから、小野寺改易から約1年間黒沢氏の行動はどのようなものであったろうか。「家譜」、「黒沢氏系図」¹⁰⁾、「八木藤兵衛由緒書」¹¹⁾、「滝沢三右衛門由緒書」¹²⁾などを利用して慶長6年から同10年までのそれぞれの人々の動きを示してみよう(表1)。

○慶長6年の動き

「系図」(記号A)、「家譜」(B)ともに黒沢甚兵衛の動きを記録していない。ところが「滝沢三右衛門由緒書」(D)の中に、「一、慶長六年小野寺遠江守義道石見江御預ニ被相成候依之甲斐光行孫弥三郎道吉義道之跡を慕ひ黒沢甚兵衛同道ニ而石州江罷登義道之様子見届甚兵衛同道ニ而罷下候処……」(文中傍点筆

表1 慶長6~10年の黒沢甚兵衛の動き

慶長十、 秋	慶長九、 一〇月	慶長八、 一〇月	慶長七、 一〇月 九月	慶長六、 八月	
久保田の建設はじまる 黒沢甚兵衛知行二百石	大曲戸蒔で強訴あり 六郷城攻撃される	金沢で新政反対の騒動おこる	佐竹義宣 久保田に入る 六郷の土豪反乱をおこす	小野寺義道石見に配流	『秋田県史』及び『秋田県史年表』
年 。 洪江内膳の紹介で二百石の家臣となる (8)	代 。 旧君より暇を出され、秋田に帰る (7)	不 。 旧君のもとで三年間奉公 (6)	明 。 仙北の一揆を平和的に防止 (2) 。 記載なし (1)	。 記載なし (1)	A、「黒沢氏系図」
年 。 同上 (7)	代 。 同上 (6)	不 。 同上 (5)	明 。 同上 (4) 。 記載なし (3)	。 記載なし (1)	B、「黒沢家譜」
。 黒沢甚兵衛、秋田に移動を命じられる (4)	。 渡江の許可により黒沢と八木らで角間川開発にかかる (3)	。 渡江の許可により黒沢と八木らで角間川開発にかかる (3)	。 黒沢甚兵衛と八木藤兵衛で相談し、小野寺譜代之者共院内口で出迎。向右近に奉公を申し入れ許可される (2)	。 京都まで旧君に同行。その後秋田に帰る (1)	C、「八木藤兵衛由緒書」
	。 角間川に居住 (3)	。 角間川に居住 (3)	。 当家に奉仕 (2)	。 黒沢甚兵衛同道にて石州江罷登義道之様子見届、そして秋田に帰る (1)	D、「滝沢三右衛門由緒書」

者)とある。これによると黒沢甚兵衛は義道に同行した八木藤兵衛・水上与九郎某・東海林正三郎道世らとは時をずらして石見国津和野まで行っていると考えられる。

・慶長7年の動き

慶長7年(1602)9月新領主佐竹氏が秋田に入ってきた。それを迎える秋田武士の心情には、次のような2つのタイプがあったようである。第一のタイプは「……其頃平鹿、仙北の地侍等思ひけるハ、今度佐竹殿は將軍之蒙御勘氣流人などの様ニ歩行素足にても罷下候と存、其最寄々々談合して云く、心も不知佐竹殿今此国へ移りて我々は是まで所務せし領地など召捕らるるも難計、所詮国土共申合、院内峠の絶所に伏兵を居へ置、此国へ不入やうに可致と評誑を極め、我等祖先侍中所へも以使札内々相談有ける所」(西仙北町土川、小笠原長和家文書)とあるように、これまで保持してきた諸権利を侵略されるのではないかとの危機から佐竹入部への反対を実力行使で示そうとするグループである。

第二のタイプは「又其節仙北・平鹿の内一ツ窟と云れし三浦・小原・湊・高階等此催しを伝聞、実に沙汰の如んは、佐竹殿の身ノ上危かるべし、倡や同士共申合セ御中途_江罷越此旨を御注進申上んと及内談、先祖侍中所_江も以使札相談に及ひぬ」(前掲文書)とあるように、新領主への大なる関心と、この機会をとらえ注進することにより佐竹に採用されることを企む人々である。

前年、石見に行き再び秋田に帰って来た後浪人生活であった黒沢甚兵衛は、この時どのような態度をとったであろうか。〔A〕および〔B〕には残念ながらこの件の記載はない。しかし、〔C-2〕にあるように甚兵衛は院内口¹³⁾に佐竹を出迎えたのである。「八木藤兵衛由緒書」はくわしく、次のように述べている。

「一、慶長七年御国替ニ付和田安房守川井伊勢守先達而被差下候由聞え黒沢甚兵衛某八木藤兵衛道家相談仕天英様御入国之節小野寺譜代之者共同道仕於院内口ニ向右近江申入御奉公申上度奉願候処早速願之通被仰付……」(文中傍点引用者)

これによると、黒沢甚兵衛と八木藤兵衛が中心となって院内(実際には有屋峠)への出迎の行動をおこしたようである。

当然、有屋への出迎えは佐竹家への仕官をねらっているものであった。さらに、彼ら小野寺譜代の人々による有屋峠への出張りは「小笠原長和家文書」に示されている院内口(有屋峠)での伏兵を計る勢力の行動を未然に防止する効果もあったろう。一方、佐竹側にしても新領地の第一歩をどのように地元勢力が迎えるかは、最大の関心事のひとつであったろう。有屋峠での反佐竹行動を未然に阻止された勢力がその持つエネルギーを表面に現わしたのが慶長8年(1603)10月の六郷城攻撃を最大とする仙北六郷、金沢、戸蒔(旧支配者六郷政乗の地域内にすべてあたる)地域における反乱、騒動、強訴であった。

さて、有屋に出迎え角間川¹⁴⁾開発の許可をとりつけた後の行動は〔A〕・〔B〕・〔C〕・〔D〕ともに記載していないので不明である。『秋田人物伝』のみが次のように語っている。

「……慶長七年五月佐竹義宣の秋田に移るや道家親しく之を院内に迎へて、土崎に從行す」。

これによると院内(有屋)から旧小野寺領通過に際して道案内をし、土崎¹⁵⁾まで同行したことになるが、この件を実証する資料はない。

次に〔A〕・〔B〕ともに佐竹入部直後と思われる動きを年号記載なしで次々と記している。すなわち、〔A-3〕、〔B-3〕にあるように仙北地方の一揆を未然に甚兵衛の才覚で防止したとある。「家伝」には次のようにある。「同年ノ秋御国替トシテ義宣公御入部ノ処ニ山北中ノ土民共不入御手ニ剩小野寺先方ノ武士共ニ一味シテ爰彼起一揆候処ニ黒沢甚兵衛以才覚一揆共ヲ相誑候也」。また「家譜」には次のようにある。「天英公封ヲ羽州ノ秋田ニ遷シ玉フ此時道家仙北ニ居住ス曾テ郷人蜂起シテ 公宮^{智是窟}ニ逼ル道家聞之単騎馳行テ諭之ニ禍福ヲ以テス郷人為之屈服シテ其一揆ヲ止ム」。ともに仙北に発生した反佐竹一揆を智略をもって未然に防止したようである。なお、この一揆が未遂とあるから『県史』等より推定して金沢での反対騒動か、大曲戸蒔での強訴(ともに仙北地域)となる。旧小野寺支配地域内での入部直後の一揆・反対運動はおきていない。これは、有屋で出迎えた人々が仕官の条件として旧支配地の治安維持に努めた(または確約した)ためではなかろうか。いずれにしても、明確な資料がないため一揆発生の事実と黒沢甚兵衛の

活躍は証明できない。しかし、後に甚兵衛が城下久保田への移動を命ぜられて知行200石の家臣となることから推定して私は「仙北土民」の一揆とその未然防止に関与した黒沢甚兵衛の働きを認めたい。

次に、「系図」、「家譜」の〔A-4~7〕、〔B-4~6〕の記載は前後関係から、および「八木藤兵衛由緒書」からみて、事実ではないと考えられる。

すなわち、甚兵衛は〔C-2〕にあるように慶長7年9月有屋で佐竹入国を出迎え、翌8年10月には八木藤兵衛とともに角間川開発をしている。しかも、その間に前述した仙北土民の一揆の未然防止という働きをしている。ところが、「系図」は一揆防止の件で〔A-4〕……屈服因領賜知百石而入大番組、とあるように100石で仕官したが、〔A-5、6〕……道家問旧君遠江守之行髣辞禄到石見奉仕既三年而賜暇再三不得已帰羽州、とあるように旧君の様子を聞き、禄を辞して石見に行き3年間奉公したが旧君より暇を出され秋田に帰ったとある。〔A-6〕にある3年間奉公の事実から甚兵衛は慶長7年秋から慶長10年まで秋田を留守にしていたことになる。藩の公文書の中で黒沢甚兵衛が顔を出すのが「慶長九、十年知行人扶持人覚」¹⁶⁾の中に禄高200石として登場するのが最初であるから、「系図」の中の〔A-4~7〕の記載は事実としてはかなり無理がある。

さらに、「八木藤兵衛由緒書」の中にある〔C-3.4〕の記載をどう理解するかである。この資料は八木氏の由緒を書いたものでかかるから角間川開発に関して真実八木氏ひとりの尽力によって成功したのであるならば、あえて黒沢甚兵衛と協力して行なったと書上げる必要はないはずである。八木氏の由緒書に黒沢氏の名があることは、まぎれもなく黒沢氏と八木氏を中心として開発が行なわれたことを意味する。

すなわち、黒沢甚兵衛は慶長8年10月角間川にいたのである。そして角間川に屋敷を構えるに至ったところで甚兵衛は「同九年久保田_江被召依之藤兵衛老人ニ而開発始」（「八木藤兵衛由緒書」）とあるように慶長9年秋にはじまった新城下久保田_江被設にあわせて秋田に移動したのである。

結局、「系図」、「家譜」は佐竹家に対する気がねから石見行きの事実を佐竹入部以後と偽って記載したものと考えられる。

以上の論証から黒沢甚兵衛の慶長6年から10年までの行動を推定すると、およそ次のようになる。

- | | |
|---------|---|
| 慶長6年 | 石見国に旧小野寺家臣滝沢三右衛門とともに旧君を訪ねる。その後、秋田に帰る。 |
| 慶長7年9月 | 八木藤兵衛と相談し、有屋峠で小野寺譜代の者達の代表として出迎え、仕官を申し入れる。仙北の一揆を平和的に防止することに尽力。 |
| 慶長8年10月 | 渋江内膳政光の許可により角間川開発に従事。 |
| 慶長9年秋 | 角間川に屋敷を持つまでになったが、城下久保田に移動を命じられる。 |
| 慶長10年 | 知行高200石の家臣となる。 |

IV 黒沢甚兵衛道家と渋江、梅津両氏との関係

1. 渋江内膳政光との関係

周知のように渋江内膳政光は梅津憲忠・政景兄弟とともに秋田藩初期の藩政を支えた家老で、秋田藩の検地制度（いわゆる渋江田法）を確立した人物として名高い。「家譜」、「家伝」、「系図」とともに渋江内膳政光が黒沢甚兵衛を藩主義宣に紹介したことにより仕官できたとしている。黒沢氏と渋江氏との関係は「八木藤兵衛由緒書」においても角間川開発の許可を渋江から受けたとしており、遅くとも慶長8年（1603）10月までの時点で成立している。渋江が何故黒沢氏に注目したかであるが、およそ次のように考えられる。

「渋江は、慶長10年のはじめまでに小野寺氏旧臣黒沢甚兵衛、常陸の検地鍛練の者牛丸兵左衛門らを指揮して総検地（先竿）を完成し」（『県史』近世編上）とあるように、黒沢氏が武將として優れているほかに「地方巧者」であったためでなかろうか。佐竹氏の秋田入部に際して「秋田・仙北兎角検地なく候てはならざる事に候間、ふせう之者成共、三戸_五可相越候」と指令していることを考えると、在地への深い心くばりがわかる。黒沢甚兵衛は平鹿地方（旧仙北上浦部）の有力武士であるだけではなく、小野寺家臣期に何んらかの形で土地測量に関与する機会があり算用や読み書きに優れた能力の人物であったろう。渋江氏は有能な下役を得たのである。

黒沢甚兵衛道家は渋江田法の協力者、伝承者として「政光遺言黒沢道家覚書」（『新秋田叢書』6に収録）を残していることでも名高い。この覚書成立の事情については次のようにある。

「（前略）同十五庚戌年より大いに六郡の田地を改め、三ヶ年にして漸に其功を竟へ、然して其貢法を定む。同十九甲寅年豫め大坂の役あらん事を知て、七月十三日の夜黒沢道家に検地田法の一大事を委託して其書を伝へ、討死の言葉を遺す。是公に代らんとする故有ての事也。（以下略）」

『秋田県史』近世編上に先竿・中竿検地に渋江の補佐として黒沢甚兵衛が活躍したとあるが、どのような補佐であったのか資料的に実証できない。

なお、甚兵衛道家の孫にあたる道重が延宝2年（1674）から同8年（1680）まで郡奉行をつとめており（後述）黒沢氏の農政における地位の高さが示されている。渋江内膳政光が慶長19年（1614）の大坂冬の陣で戦死した後は梅津政景との関係が強くなってくる。

2. 梅津政景との関係

梅津政景は兄憲忠とともに渋江内膳政光と同様に秋田移封後初代藩主義宣に重く用いられた出頭人のひとりであった。政景との関係は彼の残した日記『梅津政景日記』（大日本古記録、以下「日記」と略す）の中に慶長17年（1612）12月29日を初見として、最終記事元和8年（1622）8月11日の条に「山奉行、黒沢甚兵衛」とあるまでのおよそ10年間に42ヶ所にわたり記載されていることによって見事に示されている。どのように記載されているか二、三例を示すと次のようになる。

元和2年7月21日の条

「一、院内銀山慶長拾七年、同拾八、同拾九、十分一御米、釘入細御算用済、但慶十七ハ上遠野隠岐・小勝茂兵衛、十八ハ小勝茂兵へ・黒沢甚兵衛、拾九ハ黒沢甚兵衛・青柳掃ア助」

元和7年1月14日の条

「一、院内銀山ハ黒沢甚兵衛・田中豊前飛脚有、様子ハ入役御運上銀四十八貫目ニ京ノ十左衛門、最上三郎右衛門せり極候由、半年分ノ銀ハ懸切候由、相渡可申候やと尋被申候間、即半右衛門ニ其段為申聞、披露致候へハ、御直役ニ可被仰付申被 仰出候」

慶長18年3月4日の条

「三月四日之七ツ時籠者致候、様子ハ当月二日ニ横手方どちやうを持、当山へ参候由、十分一にて手ニもとり判をおし、罷通候由、左候へハ、今日迄当山ニ逗留致罷帰候処ニ、十分一二にておし候手のはんおち候とてぼうはんをいたし、罷通候所を、黒沢甚兵衛下之者細出シ候由、甚兵へ被申候て、右之者めしつれ被参候間則せんさく致候へハ、右無相違候間、則籠者致候書物有、（中略）但同十七日ニ山中間分口まで、みゝ、はなをもき、引せ候て、十分一にてせいはい致候、黒沢甚兵へ所り状之返事有、」

上記の例を含め慶長17、18、19そして元和6年の院内銀山諸役の報告の任を果している。そのほか院内銀山諸役銀納入における請負人の決定、鉾山町の治安、鉾山で使用する木材の調査、などに慶長17年から10年間にわたり政景の（ひいては秋田藩の）院内銀山経営を強力に補佐する実務担当者として小野崎吉内、田中豊前らとともに活動していたことがわかる。

なお、梅津一族とは公的関係を越えて婚姻関係にまで進む（後述）。

以上、黒沢甚兵衛は藩政初期を支えた渋江内膳政光、梅津政景の二人の重臣の下役として活躍したことがわかる。これは初代藩主佐竹義宣の両新参重臣への政治的支援と考えてよい。黒沢はその個人的能力と仙北、平鹿、雄勝地域に明るい事をもって秋田藩内における立場を確固たるものとしていったのである。

IV 黒沢一族の人々

1. 歴代の事蹟

「家譜」などから初期黒沢一族関係者を示すと次のようになる（系図1）。また、梅津氏一族の略系図も示してみよう（系図2）。

以下、主な人々の事蹟を示すと次のようになる。

黒沢甚兵衛道家

永禄10年（1567）	出生
天正9年（1581）	黒沢長門守の嗣子となる（14才）
文禄3年（1594）	八柏大和の暗殺に関与（27才）
文禄5年（1596）	岩崎合戦に参加（29才）
慶長6年（1601）	小野寺家改易で浪人。滝沢三右衛門とともに石見国に行く。（34才）
慶長7年（1602）	有屋峠に佐竹を出迎え。仙北一揆を防止。（35才）

- 慶長 8 年 (1603) 角間川に移動し、開発に従事 (36才)
- 慶長 9 年 (1604) 久保田城下に移動 (37才)
- 慶長 10 年 (1605) 知行高 200 石となる (38才)
- 慶長 17 年 (1612) 院内十分一番所役人となる (45才)
以後、元和 8 年まで院内銀山に関与、後山奉行となる
- 慶長 19 年 (1614) 浜江内膳政光より検地田法をきく
大坂冬の陣で活躍、この時藩主より金子二枚借用 (47才)
- 元和元年 (1615) 將軍秀忠から感状をうける、知行 500 石、旗本 50 人隊将となる (48才)

- 元和 3 年 (1617) 借資金子一枚返済 (50才)
- 元和 4 年 (1618) " (51才)
- 元和 5 年 (1619) 江戸に出府 (52才)
- 元和 9 年 (1623) 將軍上洛供奉として上洛、病氣となり越前匹田郷で病死 (57才)

甚兵衛道家こそ現在の黒沢家の基礎を築いた人物である。

彼の人生はまさに波乱に満ちていた。前述したが 27 才の時八柏大和を暗殺、34 才の時田君を尋ねての石見行き、35 才の時有屋峠での出迎えと一揆の防止、45 才から当時陽のあたるポストである院内銀山で政景の下役として時には与えられた任務を全力をあげて遂行し、また時には自分自らの意志で行動し運を作りあげて来たのである。彼は、検地関係で浜江内膳政光と、そして鉾山関係で梅津政景と、ともに創立期の秋田藩を歩んだこの 2 人の実力者に重用された。彼は恵まれていた。勿論、それは甚兵衛の有能さ故であるが。

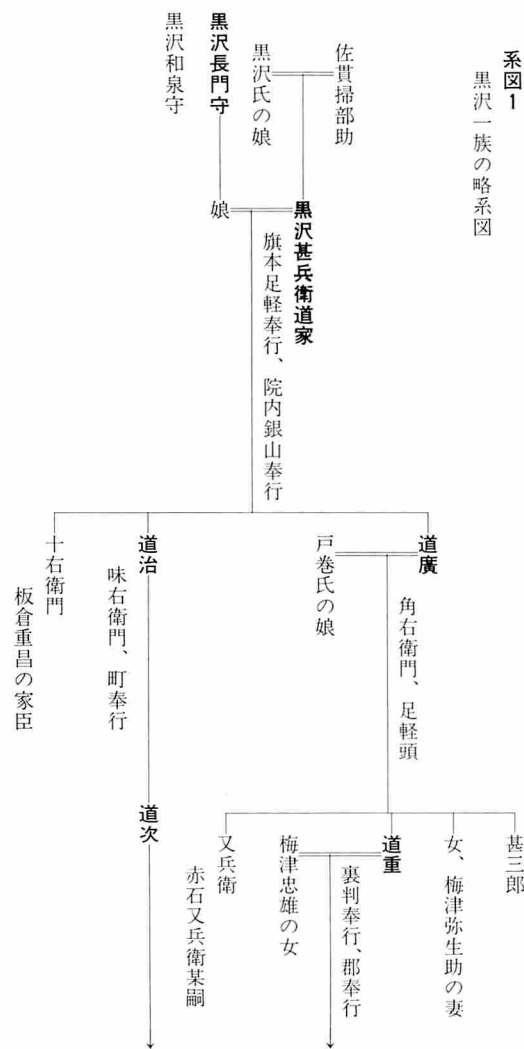
そして、彼の人生における最大のハイライトが大坂冬の陣での活躍であった。「家譜」は次のように語っている。

「……十一月廿六日今福表ノ接戦ニ梅津憲忠衆ニ抽テ戦闘ス敵兵八人ト槍ヲ堤上ニ合ハス道家馬ヲ躍ラセ刀ヲ舞ハシ疾聲シテ日憲忠汝ヲ救フト直ニ八人之中へ跳リ超へ突戦数刻軀ニ疵ヲ受ル事七ヶ所乗ル馬創三ヶ処誤テ刀墜ス即ス短刀ヲ以敵兵ヲ打払フテ退ク」

元和元年 (1615)、甚兵衛道家は今福合戦での功により將軍秀忠から「御感状並ニ御小袖二重御羽織一ツヲ賜フ以来伝テ家ノ宝トス」(「家譜」とあるように感状と羽織を下賜されたのである。その感状の文面は次のようである¹⁷⁾。

「 今度於摂州大坂今福表防戦之刻合鎚竭粉骨條
感思食候也
慶長貳拾正月十七日 台徳院殿
御判形
信太内蔵助 とのへ
大塚九郎兵衛 とのへ
黒沢甚兵衛尉 とのへ 」

羽織は残っていない。軍功により知行高は 300 石が増され、500 石の大身家臣となった。寛永 4 年 (1627) 当時、秋田藩の知行取り給人 888 人中 500 石以上の者は 35 人である¹⁸⁾。秋田土着の武士で佐竹家臣に仕官した



小野寺家臣から佐竹家臣へー黒沢家の場合ー

者達の中での出世頭であった。旧小野寺家臣の仕官にあたっては以後すべて甚兵衛が仲介の労をとったと伝えられている。道家の嫡子道廣（角右衛門）、次男道治（味右衛門）ともに重く用いられ、元和9年（1623）道家が死去するまで父子3人の活躍が見られる。

黒沢角右衛門道廣

天正17年（1589） 仙北で出生。母は黒沢長門守の娘
 元和6年（1620） 京都に歳暮の服購入のため上洛
 元和9年（1623） 父道家のあとを継ぐ。知行500石旗隊将となる
 寛永3年（1626） 將軍家上洛供奉で上洛。二騎仕立
 寛永6年（1629） 江戸下屋敷番として出府
 寛永8年（1631） 江戸神田橋請負御用
 寛永10年（1633） 故佐竹義宣の靈柩を江戸に迎える
 寛永13年（1636） 配下足輕への監督怠慢をもって改易となる
 寛永16年（1639） 赦免され、先職に復す

寛永17年（1640） 病没（享年52才）

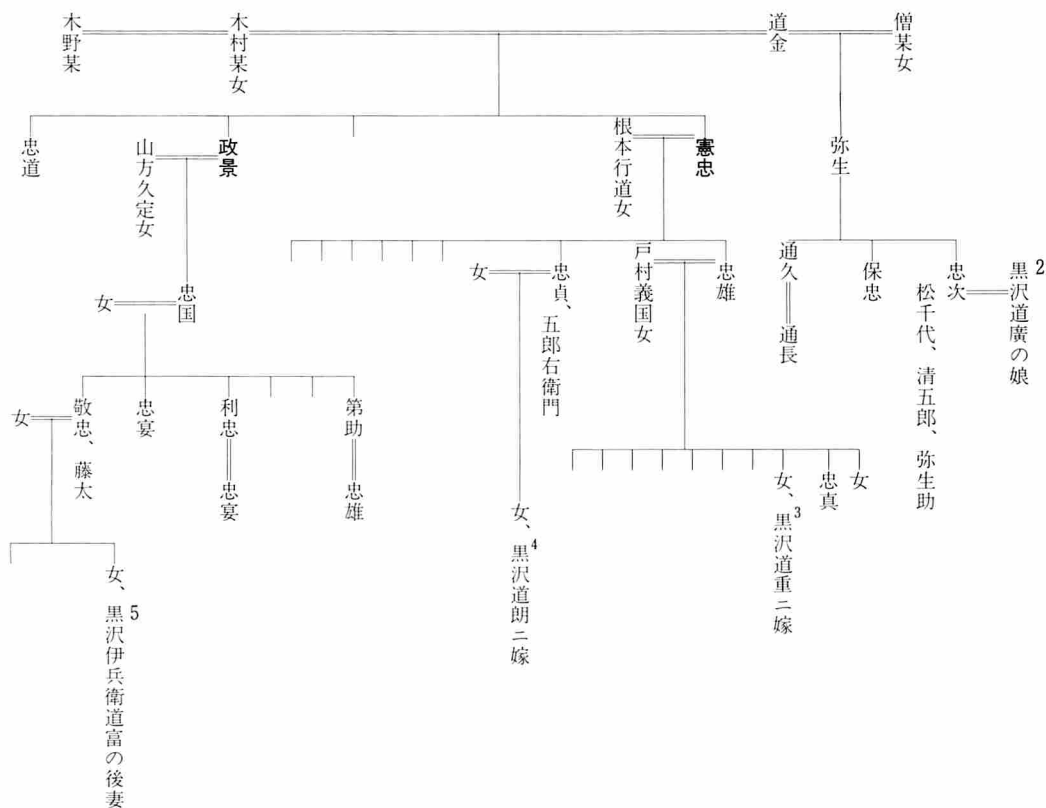
妻 戸卷氏之女¹⁹⁾

三男一女あり。娘は梅津弥生助の妻となる。長子甚三郎については不明。嫡男は道重（後述）。三男又兵衛は佐竹家臣赤石又兵衛²⁰⁾の嗣子となる。『日記』中で道廣についての記載は初見の慶長19年（1614）8月8日の条から最終記事、寛永10年（1633）2月3日の条までのおよそ20年間に24ヶ所ある。この中から彼の仕務の内容を二、三示すと次のようにはる。

〔例1〕慶長19年8月12日の条

「一、入口御番所細被申候様ニと、古谷掃了右衛門、高根久左衛門へ申渡。今日方為細申候、就是ニ、留り物之札、黒沢角右衛門方か、せ、立申候、一ツニ石かね、二ツ釘、三ツニ米、四ニ大むき、五ツ大豆、六ツニひへ、七ツあハ、此七ヶ条脇より入候事法度之由、具ニ書付申候」（文中傍点引用者）

〔例2〕元和7年1月14日の条



系図2
 梅津憲忠、政景系図
 『梅津政景日記』九、梅津政景略系より作成
 注、系図中の数字は、黒沢氏の代数を示す

「一元和六年歳暮御服之為御用、京都へ被罷上候、黒沢角右衛門・磯ア治兵衛算用仕候」(文中傍点引用者)

〔例3〕寛永5年4月15日の条

「一天徳寺ニ而昨日風呂も火出来はっし候由、雑意有之ニ付、御訪前者火之用心申付候様ニ与半右衛門申候而、御足軽頭式人つつ指南之者召連、御番被致候へ与申渡候、黒沢角右衛門指南召連れ、民右衛門我等天徳寺へ参候」

家督を受け継ぐ(元和9年)以前は〔例1、2〕に見られるように父道家が担当していた院内銀山の運営の補佐を中心として財政方面に従事していた。道家の死後、父がその任としていた足軽隊50人の将としての任務を受け継いでからは〔例3〕にみられるように配下足軽の動員を中心としての記載が多くなる。このことから、任務が財政方面から軍事方面にかわったことがわかる。角右衛門への軍役割りあては、知行500石であったため寛永3年(1626)將軍上洛供奉の際には二騎仕立であった²¹⁾。

黒沢味右衛門道治

道家の三男である。後分家となる。「黒沢味右衛門家系図」(県立図書館蔵)があるが、その記事は詳細ではない。『日記』によると元和4年(1618)6月28日の条の初見から最終記事寛永9年(1632)4月12日までの15年間に22ヶ所で味右衛門が顔を出している。

その中から二・三例をあげると次のようになる。

〔1〕元和5年11月19日の条

「一、舟越御算用極、但ねきり、あかりた、だいきとて、跡々私衆私曲之儀御座候をかくし候処ニ、此度長崎彦右衛門ありのまゝ二書出し、帳面一紙ニ見せ申候、此細人鶴沼三郎右衛門、神沢作介、黒沢味右衛門、古谷長七、山崎源蔵」

〔例2〕元和5年11月21日の条

「一、元和五年藤琴ニて、釘、石かね買候安藤弥作、丹仁右衛門衛算用有、此細人三郎右衛門、作介、正吉、味右衛門」

〔例3〕寛永8年3月19日の条

「一、八森銀山拾老ノ外、小伊良川作役御運上銀せらせ候へと源左衛門殿承候間、せらせ候、林齊与宮野儀右衛門せり合、銀貳貫六百拾目ニ儀右衛門持、帳共ニ黒沢味右衛門ニ渡、越申候。」

『日記』より味右衛門の年次ごとの任務などを示すと次のようになる。

元和4年 阿仁金山の登為米の算用に関係

比内川役の算用

元和5年 阿仁金山両替の細人

大津米払金の両替の細人

阿仁金山石銀の算用

能城御算用の細人

舟越材木の算用の細人

藤琴鉛山鉛石銀買の細人

元和6年 能城蔵米大豆の算用の細人

元和4年～6年までの馬糧の算用の細人

元和5年阿仁金山運上金の算用の細人

元和7年 男鹿御蔵米の阿仁金山への廻米の算用の細人

寛永8年 八森銀山に関係

近江多賀神社初尾料の件に関係

寛永9年 江戸へ登る。帰国する。

これらから味右衛門の任務は主に佐竹領北部にある諸鉦山の算用調査であることがわかる。この任務は兄道廣が父甚兵衛の死後、以前従事していた鉦山関係から軍事関係に変化したのとは相違し、父の死後も引続きかわることはなかったようである。

当初の禄高について記録はない。しかし「黒沢味右衛門系図」によると五代道国助十郎の時旧知90石を賜うとあることから推定して、寛永4年時の「黒沢惣助、百石」にあたると考えられ、味右衛門(惣助)は分家後100石の知行高であったと考えられる。また、味右衛門の役職として町奉行の時期があったようである。

すなわち「……又道治の通称は黒沢味右衛門と云て、町奉行勤めたる人也けり。予亦町奉行にて、計らずしも此人の写し遺せる物を斯しも糺し得、然して是を補遺訂正する事と成たる。(以下略)」²²⁾と弘化4年(1847)新田目道茂が語っているからである。

以上、甚兵衛道家とその子道廣、道治の事蹟についてみてきた。これらの人々が築きあげた黒沢一族の嫡流家は以後藩政期をどのように送ったであろうか。

「家譜」と「沼田家文書」²³⁾を中心として道廣以後を歴代ごとに示してみよう。

初代甚兵衛道家(前述)

二代甚兵衛道廣(前述)

小野寺家臣から佐竹家臣へー黒沢家の場合ー

三代甚兵衛道重

元和8年(1622) 出生
 寛永19年(1642) 旗隊之将
 寛文3年(1663) 以降 裏判役をかねる
 延宝2年(1674) 4月25日 郡奉行となる
 宿老之席を賜う
 延宝6年(1678) 隣領矢鳥生駒氏との境争いに
 与
 延宝7年(1679) 8月15日 仙北峯吉川の據人をつ
 れ江戸へ出訴のため出
 府
 延宝8年(1680) 1月14日 江戸よりの帰国の途中
 横手で発病
 3月18日 病気により郡奉行御免
 天和元年(1681) 病没(享年60才)
 妻 梅津興左衛門忠雄長女

四代角右衛門道朗

寛永19年(1642) 出生
 承応3年(1654) 12才で鑑照公(二代義隆)に奉
 仕
 延宝元年(1673) 父とともに宿老の列に加えられ
 る
 延宝7年(1679) 病没(享年38才)
 妻 梅津五郎右衛門忠貞女

五代伊兵衛道富

四代道朗の子であるが三代道重の嗣子となる
 寛文10年(1670) 出生
 天和元年(1681) 12才で道重の家督をつぐ
 元禄4年(1691) 大小姓頭
 元禄7年(1694) 右筆支配
 元禄14年(1701) 小野寺遠江守の一門小野寺六郎
 左衛門を新田20石で召抱えるこ
 とを申請し、許可される
 元文2年(1737) 病没(享年68才)
 妻 信太右衛門定之女(宝暦9年時、520石)
 後妻 梅津藤太敬忠女
 娘 小野崎吉内の妻
 娘 平沢蔵人の妻
 娘 一族黒沢助十郎師道の妻

六代十右衛門道矩

元禄2年(1689) 出生

元禄15年(1702) 奉仕
 享保3年(1719) 家督をつぐ
 享保5年(1721) 土用窺之使として出府
 享保14年(1730) 寥中窺として出府
 延享4年(1747) 12月 三番大小姓番頭
 寛延2年(1749) 右筆支配兼帯、一年江戸詰
 宝暦3年(1753) 病没(享年65才)
 妻 根本正右衛門通猶女(宝暦9年 429石、物頭)
 後妻小場勘ヶ由處員女阿久里(大館西家のこと)
 後妻茂木宮内の姉

七代伊兵衛道安

正徳4年(1714) 出生(五代道富の第八男)
 元文元年(1736) 兄道矩の嗣子となる
 元文2年(1737) 24才で奉仕
 宝暦3年(1753) 家督をつぐ
 宝暦7年(1757) 6月大小姓番頭、両右筆支配兼帯
 明和4年(1767) 一年江戸詰
 安永6年(1777) 病没(享年66才)
 妻 小野岡市太夫義亮女(宝暦9年1500石家老)
 後妻茂木左衛門知志の養女
 娘 細井伝右衛門光輔の妻

八代十右衛門道好

元文2年(1737) 出生(六代道矩の男)
 宝暦3年(1753) 為子となる
 宝暦6年(1756) 20才で奉仕
 安永7年(1778) 9月大番頭加勢を命じられる
 安永9年(1780) 8月大小姓番頭、両右筆支配兼帯
 寛政9年(1797) 致仕
 文化10年(1813) 病没(享年77才)
 妻 松野茂右衛門綱武之女(宝暦9年1500石、家老)
 娘 小野寺桂之助通孝の妻
 娘 二葉勘左衛門の妻

九代十右衛門道富

明和2年(1765) 出生
 安永8年(1779) 12月 15才で奉仕
 寛政9年(1797) 父の致仕により家督をつぐ
 寛政12年(1800) 二番大番頭
 文政4年(1821) 病没(享年58才)
 妻 細井伝右衛門光久之女
 後妻 梅津半五郎忠寄女
 弟道尹主馬を21石で分知、文政7年(1824)分

知認められる

娘 石塚主殿の妻

娘 松野弥十郎綱知の妻

十代伊兵衛道興

寛政8年(1796) 岡本但馬元亮之五男として出生

文化7年(1810) 15才で道富の養子となる

文政5年(1822年) 家督をつぐ

文政12年(1829) 9月九番大番頭となる

天保6年(1835) 精勤につき扇紋の時服を賜う

弘化3年(1846) 3月一番大番頭となる

5月寺社奉行となる

安政4年(1857) 5月寺社奉行御免

万延元年(1860) 病没(享年66才)

妻 黒沢道富の娘

十一代字一郎道正

文化11年(1814) 出生

文政12年(1829) 6月16才で奉仕

安政6年(1859) 家督をつぐ

万延元年(1860) 12月八番御番頭となる

慶応2年(1866) 病気のため役目御免

明治2年(1869) 御判紙返上

妻 小野寺長太夫道済之女

初代道家と二代道廣、三代道重そして十代道興の時に特に藩の要職についていることがわかる。その他は歴代、大小姓番頭と右筆支配が主な任務であった。

歴代の妻の出身は前述した梅津一族をはじめ、佐竹一門大館西家の小場氏やそのほか小野岡氏、茂木氏、松野氏、信太氏、根本氏など藩内の大身家臣ばかりであった。また、黒沢氏の娘の嫁ぎ先も小野崎氏、平沢氏、細井氏、松野氏、石塚氏と同様大身の家々ばかりであった。

以上のことから黒沢一族は藩政期初代甚兵衛道家の活躍を土台として知行500石の高禄家臣となり、歴代その格にふさわしい任務と婚姻を重ね、家の存続を計ったことがわかる。

2. 知行高について

現在、黒沢信夫氏宅には元禄15年(1702)、享保7年(1722)、天保9年(1838)と三通の知行目録(御判紙)が残っている(写真2)。この三通を基本として藩政期における黒沢氏の知行高の変遷を示すと表2、

3.のようになる。寛永4年(1627)に500石と増加しているが、これは前述したように大坂冬の陣での戦功による恩賞の結果であった。以後、多少知行高に変化はあるが400石~500石の知行高で推移している。

さて、知行高の内容であるが表3を通して明らかなることは次の2点である。

①知行高のほとんどすべて(元禄、享保期96%、天保期98%)が本田であること。

②藩政期全般を通して仙北郡仙屋村(寛政6年時、村当高993石余)と椿村(同年村当高384石余)が知行高のほとんどを占めていたことがわかる。

特に仙屋村に知行地が集中している(元禄、享保期に知行高の86%余りを所持している)。一方、村側から見ると村当高の45%余りが黒沢氏の知行所であった。

このことから村においても、また黒沢氏にとっても

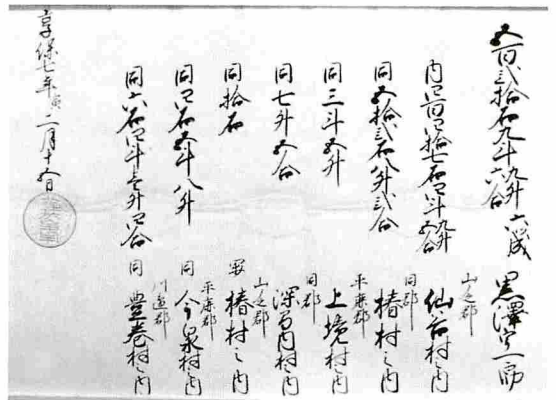


写真2 黒沢氏御判紙

表2 黒沢氏知行高の変遷

年号	知行高	出典
慶長10年(1605)	200石	『県史資料近世上』
寛永4年(1627)	500石	''
元禄15年(1702)	521.600	御判紙
享保7年(1722)	520.996	''
文政4年(1821)	400.956	守屋文書
天保9年(1838)	395.417	御判紙
万延元年(1860)	421.991	『沿革史大成下巻』

注) 慶長10年は『県史資料近世上』225、寛永4年は226より、文政4年は守屋文書(「県立博物館収蔵資料」守屋家資料の3221)の佐竹次郎家人分限帳より。

小野寺家臣から佐竹家臣へー黒沢家の場合ー

最も重要な給人であったし、また知行村であった。

黒沢氏の知行村がいつ頃仙屋村を中心にして構成されたかは現在までのところ不明である²⁴⁾。また、黒沢氏の口伝の中にも仙屋村との関係を示す事実はない。

椿村の場合、寛政3年(1791)時大山弥五郎の知行高が104石余存在することから²⁵⁾この村において黒沢氏は最大の給人でないことがわかる。

さて、天保9年(1838)に極端な知行高の減少と知行村の増加が見られる。この事情を説明しているのが「新御判紙願諸控」(黒沢信夫家文書)と同史料中にある「御朱印写」である。多少長いが、その一部を示してみよう(紙面の関係上一部数字を算用数字とした)。

古 御判紙写

520.996 6ツ成 黒沢字一郎
内 447.495 山乏郡仙谷村之内 貼札
(貼札部内)

内 153.485 宝曆2申年仙北郡千屋村江平均御
竿被入置本田打減高此度引落

内 53.720 御割合ニ而御代知仙北郡金沢中野
新田村ニ而拾石同郡下深井村ニ而
貳拾五石山本郡田代村ニ而拾八石
七斗四升被下置候

同 99.765 御割合ニ而御代知高不被下候分

同 0.813 天保二卯年御用地ニ相成御代知高仙
北郡高梨村ニ而被下候分引落

同 0.052 文化二丑年御用地相成御代知高平鹿
郡上境村ニ而被下置候分引落

残而 293.145 新御判紙願高

(以下、同形式)

御朱印写

覚

一当高 拾石 御代官武石治部左衛門

国見村 上り地

一同高 拾石 同 小貫空之助

荒巻村 上り地 貼札

(貼札部分)

「外ニ 壹斗貳升八合 種村堰道分代知高

表3 黒沢氏の知行村とその当高

	知行村名(寛政6年村当高)	元禄15年時	享保7年時	天保9年時
本 田	仙北郡仙屋村(993.765)	447.495	447.495	293.145
	〃 椿村(384.012)	52.082	52.082	36.518
	平鹿郡上境村(826.466)	0.350	0.350	0.341
	〃 深間内村(288.658)	0.075	0.075	0.075
	仙北郡高梨村(1747.595)			0.813
	〃 国見村(393.588)			15.000
	〃 駒場村(803.601)			5.450
	川辺郡椿川村(576.248)			0.642
	〃 荒巻村(224.133)			10.128
	秋田郡黒川村(394.185)			1.510
山本郡田代村(113.053)			18.720	
〃 種村(763.025)			4.916	
	(本田計)	500.002	500.002	387.258)
新 田	仙北郡椿村	10.000	10.000	2.950
	〃 九升田村(131.288)	7.018		
	〃 間角村	4.580		
	平鹿郡今泉村(1385.202)		4.580	
	川辺郡豊巻村(224.133)		6.414	4.914
仙北郡高梨村			0.295	
	(新田計)	21.598	20.994	8.159)
	(総知行高)	521.600	520.996	395.417

その割合は、仙屋村、椿村、種村で代知率は35%である²⁶⁾。逆に言えば、代知不足分は65%である。給人にとって実に大きな損失であった。代知村の決定は藩の「御金蔵」所であった。代知村の高は「上りは地之内ニ而」とあるから蔵分からの支給であったことがわかる。なお、この代知分は年限をつけた臨時的措置ではなく、天保9年の新御判紙において国見村15石、荒巻村10.128、種村 4.916、田代村18.720として確認されている。

以上のことから、打直検地による減少分の内35%の割合で支給された代知分についても給人は本知分と同様に強い知行権を保持していたことがわかる。藩財政について論ずることは本稿の目的ではないが、これらの代知政策は「御割合」をもって支給するとしても蔵分の減少につながり藩財政を圧迫する要因のひとつとなったとも考えられる。結局黒沢氏は打減りによって減少した高173.455のうち代知が支給された分 60.701を除く112.754を新御判紙で減少させたことになる。

ロ、荒地及び打減りによる高の減少—— 11.154
今泉村の場合、知行高4.580すべてを「宝歴1 1巳年無残荒地ニ相成此度引落」としている。豊巻村 2.446も宝歴13年と明和6年の荒地によって引落している。

この時期の当主10代道興は知行高の中で明らかに年貢納入の可能性がないと見なされる知行高を放棄する態度を示している。このような態度は、すでに半田市太郎氏が横手給人吉沢氏の場合において論じているが当時の分限奉公とのからみで考える必要がある²⁷⁾。

椿村の新田分4.128が寛政3年の打直検地の結果、打減りとなったが、これについては代知が支給されていないので、さきのイ.とは多少異なるのでここで扱った。

ハ、他給人に渡したための高の減少—— 0.445

資料的制約から具体的にはわからないが、文化4年根岸靱負へ渡している。

ニ、一族黒沢主馬への分知による減少—— 3.043

九代道富の弟道尹主馬に文化4年、分知した高である。なお、主馬への分知高は最終的には「家譜」によると21石余である。その分知高の大部分は天保6年までに上境村で行なった新聞による辛労免等による28石余の中から行なわれている。

ホ、新聞による高結びと起返りによる増加—— 1.817

椿村での高結び0.609と豊巻村での起返り分1.208

とによるもので、前記イ.～ニ.に比較すると微々たるものである。

以上、イ.～ニ.までの要因による減少で以前より127.396を減少させ、ホ.により1.817を増加させ、結局黒沢氏は享保期に比較して125.579を減少させたのである。

これまでの知行についての考察から黒沢氏は知行のほとんど(95%)を本田分としていること。仙屋村と椿村が知行高のほとんどであること。天保御判紙における知行高の減少と知行村の増加は打直検地による打減りと代知策によるものであることなどがわかった。

また、打減りに対しての代知率が黒沢氏の場合35%であったこと、上境村で指紙開を行なったことなどが明らかとなった。

IV 黒沢家屋とその家財

1. 所在地の変遷

現在黒沢信夫氏が住んでいる家屋は多少の手直し部分があるにしても長屋門、母屋、土蔵、米蔵、小屋、屋敷神(氏神)と当時の武士住宅の構造物がセットとなって残っている。本藩の城下町であった秋田市においてこれほど典型的な形で残っている武家住宅は他にはない。

ところで、現在の場所——秋田市中通三丁目——にいつ頃住んがのか、そして現在の家屋がいつ頃建造されたものなのかについて「家譜」は何も語っていない。

以下、この点について「久保田城下絵図」二点を利用して追求してみよう。絵図は次のとおりである。

絵図A、御城下古絵図²⁹⁾

裏書「年号不詳と有之候得共段々吟味致候処寛文年中ニ御仕載ニ相成候事 羽陰支略ニ而見解有

干時 天保六年二月 』

絵図B 城下絵図²⁹⁾
宝暦十三年

これまでのところ我々は、絵図Aすなわち寛文期(1661~72)より古いものを確認していない。ゆえに、黒沢家の所在地の変遷を追求する資料は絵図A→絵図B→現在の順となる。「八木藤兵衛由緒書」によると黒沢甚兵衛道家が久保田城下に移り住んだのは慶長9年秋の頃である。勿論、所在地は不明である。黒沢氏の最初の所在地は絵図Aによると次のとおりである(写真③)。いわゆる三ノ廓に(図3城下略図参照)内



▲写真3 黒沢氏屋敷が記入された城下絵図A

▼写真4 黒沢氏屋敷が記入された城下絵図B



で、その場所は土塁、水濠を隔てて四ノ廊に接する場所である。屋敷の広さは表18間2尺、裏12間半、奥行き38間で約580坪であった。表5は黒沢氏と同程度の知行高給人の屋敷面積を示したものであるが、表によると知行高と所在地及び面積には相関性は見られない。

絵図、Aの約100年後の城下絵図が絵図、B(写真4)である。

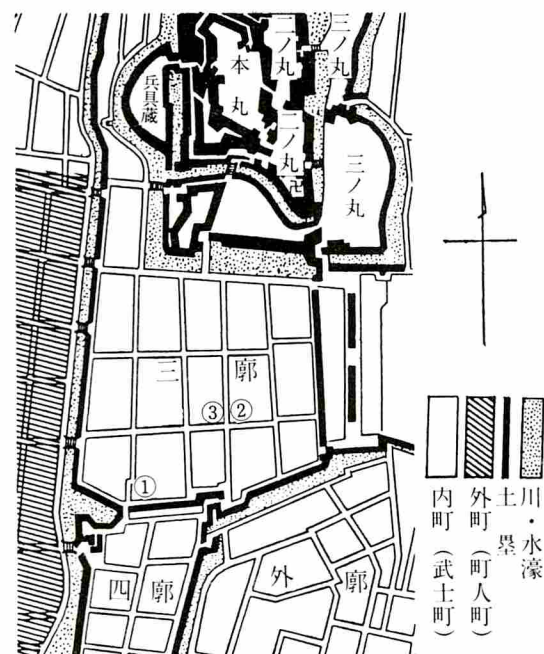


図3 城下略図

①～③は黒沢家の屋敷の変遷を示す

①は写真3、②③は写真4を参照

表5 上級家臣の屋敷面積

給人名	間口×奥行	坪数	所在地
岡半左衛門 (400石)	30間×18間	540	三ノ丸
小田野形部 (500石)	26.5×41	1086	三ノ丸
佐藤源右衛門 (500石)	42 ×27	1134	三ノ廊
信太内蔵助 (500石)	21 ×29	609	三ノ丸
黒沢伊兵衛 (500石)		580	三ノ廊

寛文以前の城下絵図による

表中の()は寛永4年当時の知行高である

黒沢伊兵衛(七代伊兵衛道安)は三ノ廊内ではあるが、元、大山勘兵衛の屋敷地に移動していることがわかる。100年間における移動はひとり黒沢氏だけではない。絵図Aの黒沢屋敷付近および大山勘兵衛屋敷付近の一廊を例として100年間における変化を見ると次のようになる(表6)。明らかに移動が認められるものが26軒中14軒で、かなり移動の激しいことがわかる。当時の屋敷の移動に関する記事は、次のようである。

明和2年6月4日の条

一、同四日、桂之助殿屋敷狭候付、隣家吉成藤治右衛門殿屋敷被召上式目藤次右衛門へ被下候、桂之助殿へ為家作材木代三ノ目被下候、外木羽も被下候³⁰⁾、

この例によると明和元年(1764)家老となった小野寺桂之助は家が狭くなったため、隣りの吉成氏の屋敷を併合したのである。この例から屋敷の移動はすべて藩の決定によるものであったこと、および建築用材と屋根を葺く木羽が藩より支給されたことがわかる。

また、「石井忠運日記」によると屋敷の修葺についても許可制であった(明和2年6月13日の条)。

黒沢氏の屋敷移動がいつ、どのような理由で行なわれたのか不明である。新屋敷は、間口17間、奥行き28間半で484.5坪であった。以前より100坪ほど狭くなっている。隣りの大山六左衛門は知行171石(宝暦9年時)、小路を隔てて隣りは後、家老になる小野寺桂之助(300石)であった。

現在の黒沢氏宅(間口30間、奥行き32間、960坪)は、この新屋敷の真向いにある。宝暦13年(1763)当時の住人は白土彦吉と医師赤田雲端である。少なくとも宝暦13年から後に現在の場所に移動したことになる。

しかも、960坪と以前に倍する広大な屋敷への移動である。結局、黒沢氏は絵図A.とB.により、少なくとも三ノ廊内で二度屋敷を移動し、現在の屋敷は三度目のものであることがわかる。

2. 黒沢氏宅の屋敷について

昭和56年夏時点での黒沢信夫氏宅の屋敷概略図³¹⁾を示すと次のようになる(図4)。

以下、3つの項目に分けて屋敷をみてみよう。

イ. 家屋の様子

長屋門：いわゆる表門で長屋門形式になっている(図5)。「外まわりは板張りなどで、門の所は両番所付きの最高のものから、各段級に従って様式に厳し

制限があった」（『日本歴史大辞典』）とあるようにそれぞれの家の格によって様式に差がある訳けであるが、秋田藩の場合武士住宅の研究が遅れているため、黒沢氏宅と比較検討できる材料が今の所ない。仙台藩の上級家臣片倉氏（1万8千石）仙台屋敷、盛岡藩家臣中野筑後屋敷（3千石）など他藩の武士住宅の中で長屋門を見ると³²⁾次のようになる。

片倉氏長屋門（母屋に向って）

右側～御門番、御門番、御物見下間、御物見

左側～侍番所（2間4寸×4間）

中野筑後屋敷長屋門（母屋に向って）

右側～番人所、土蔵、

左側～長屋、長屋、馬屋

黒沢氏宅の場合は片倉、中野と異なり500石であるため、右側が長屋、左側が馬屋となっている。右側の長屋には、口伝によると足軽が住み武器を保管していたとの事である。左側の馬屋には、最低でも2頭の馬がいたものと推定される（寛永3年上洛に際して2騎仕立てであった）。現在、ともに住家となっている。

門は観音開きの板戸で、その門の左右の柱には、武運長久の折禱札（写真5）がそれぞれ15枚ほど打ちつけられている。風化が激しく年号等を読みとることはできない。

母屋：一部改築されてはいるが、全体として古い家の形を残している（図6参照）。12畳、8畳、8畳、7.5畳、4畳の6部屋と取次の3畳、それに板じきの台

表6 屋敷の移動（三ノ廓内）

	寛文城下絵図 給人名	宝暦13年城下絵図 給人名	備 考
黒 沢 伊 兵 衛 屋 敷 付 近	黒 沢 伊兵衛	阿久津弥右衛門、石井舎人、野間左右衛門	×
	吉 場 孫 八	渡 部 伝左衛門	×
	山 方 源 八	山 方 茂左衛門	△
	清 水 八左衛門	清 水 治左衛門	△
	吉 田 清兵衛	太 田 弥右衛門	×
	石 井 市之丞	石 井 甚之助	△
	岡 勘 右衛門	根 岸 善 太	×
	山 方 半之丞	平 塚 宗 助	×
	宇 垣 典 膳	大 山 伊 織	×
	駒木根 数 馬	駒木根 小十郎	△
	黒 沢 味右衛門	○	
大 山 勘 兵 衛 屋 敷 付 近	大 山 勘兵衛	黒 沢 伊兵衛	×
	大 山 六左衛門	大 山 六左衛門	○
	沼 井 四郎兵衛	真 崎 清八郎	×
	川 井 七左衛門	中 田 彦太夫	×
	加 藤 主 鈴	嘉 藤 主 鈴	○
	菅谷甚五左衛門	菅 谷 小隼人	△
	田 代 三 喜	佐 藤 九左衛門、小 貫 嘉衛門	×
	高 久 彦右衛門	高 久 彦右衛門	○
	荒 川 弟 刀	梅 沢 元 順	×
	北 村 彦兵衛	益 戸 助四郎	×
	生田目 正 助	生田目 嘉 内	△
	堀 尾 嘉右衛門		
	益 戸 主 典	益 戸 助衛門	△
	小 野 喜左衛門	生 沢 権左衛門	×
中 根 九左衛門	浅 原 惣衛門	×	

備考の×印は移動していることを示す。△印は、同一家と推定されることを示す。

○印は、同一家であることを示す。集計すると×印14、○印4 △印7

小野寺家臣から佐竹家臣へー黒沢家の場合ー

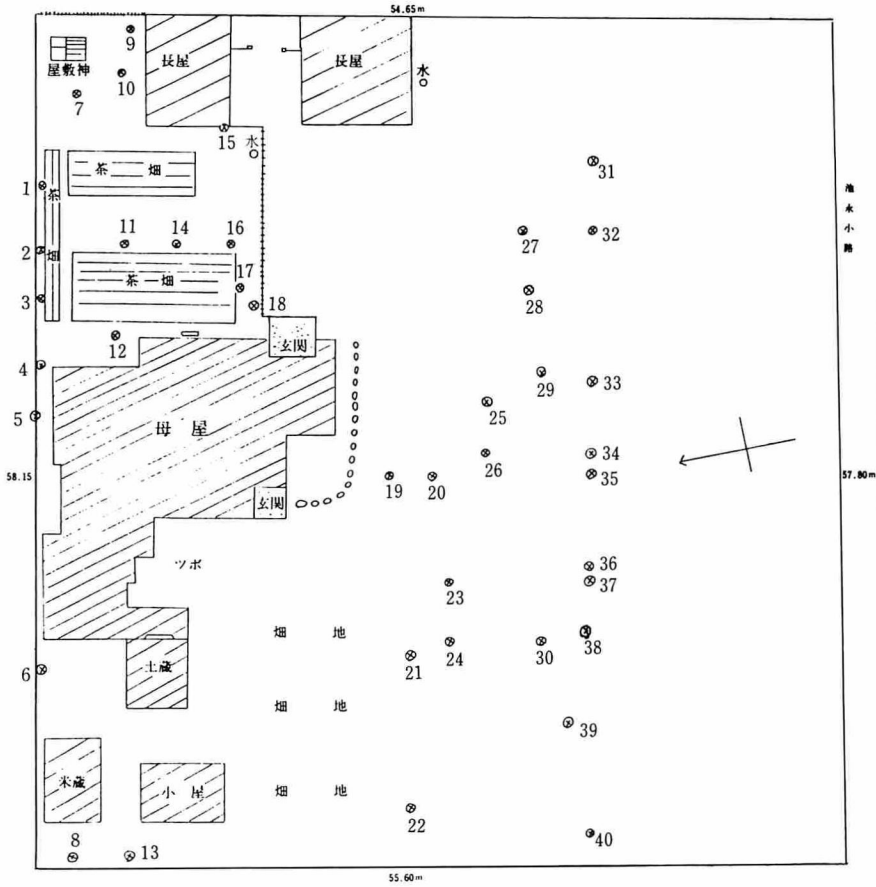


図4 黒沢家敷概略図 数字は樹の番号(表7参照)

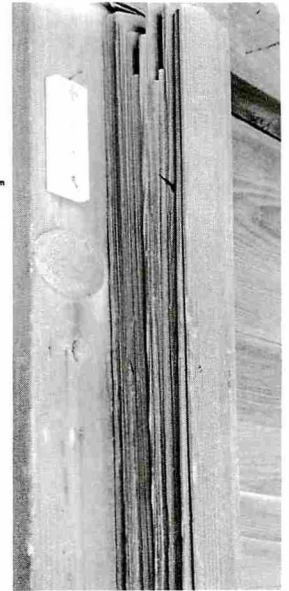


写真5 祈禱札



写真6 板戸

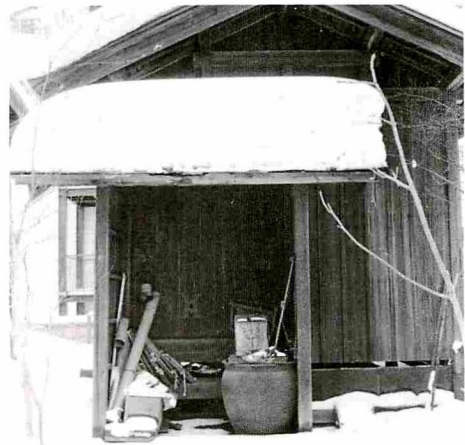
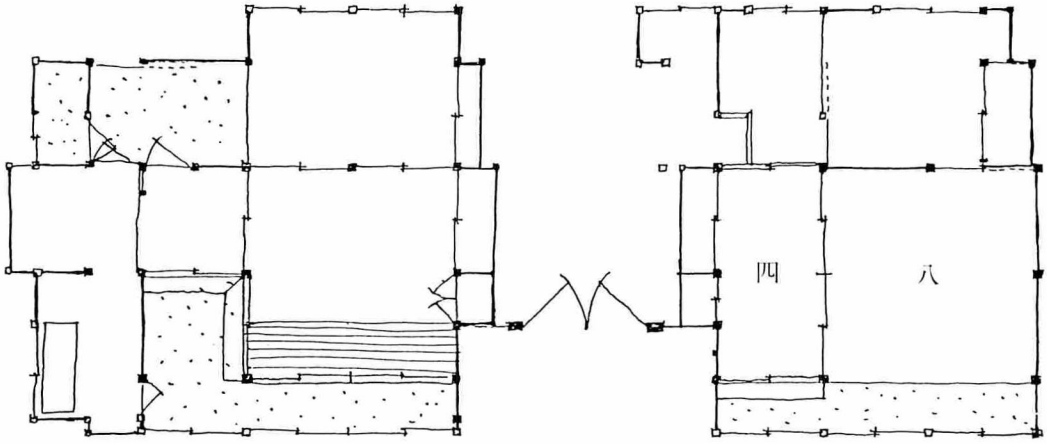
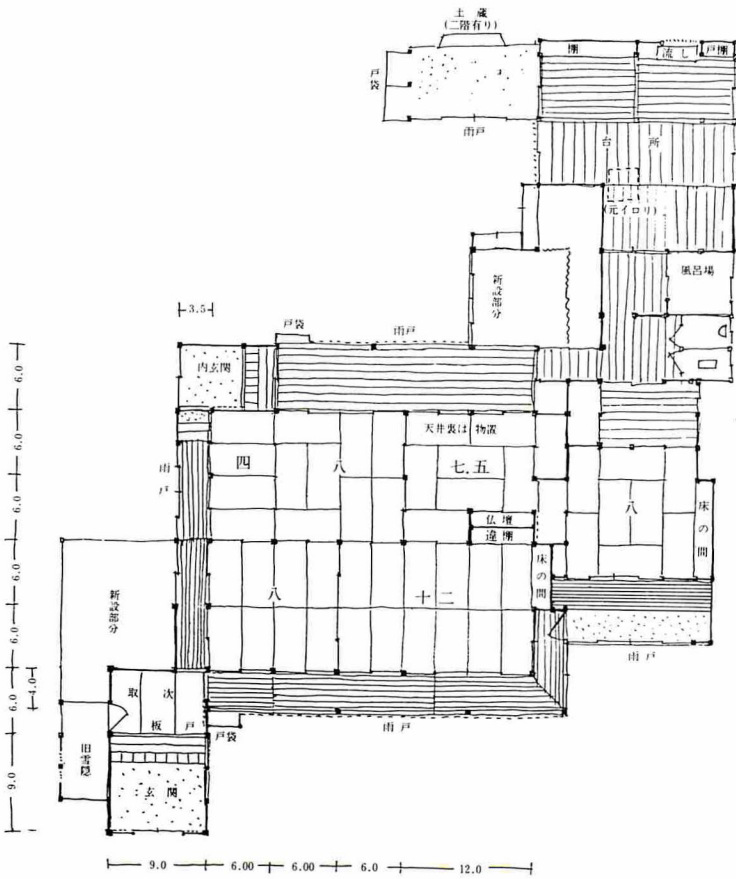


写真7 米蔵



▲図5 長屋門間取り



◀図6 黒沢氏宅母屋間取り(寸法は尺)



写真8 屋敷神の棟札
右：安永9年の裏
左：宝暦7年の表

所、表玄関、内玄関などがある。台所は本来別棟であったようである。表玄関は土間と式台3段からなり、北側の上部に明り窓がある。取次との仕切りは杉材の4枚板戸（写真6）である。飾りはほとんどなく質素な感がある。12畳の部屋が座敷である。ここの床の間には後述するが、秋田画人の絵が掛けられている。

その右手におくぎ（又はおこぎ）と呼んでいる奥座敷がある。ここには刀ダンスがある。家人の生活の中心は7.5畳の部屋である。この部屋の天井は引き戸形式になっており、はしごを使用して物置として利用できる。台所については屋根の柱組から推定して「本来は別棟としていたらしい」（関西大学教授、永井規男氏報告）。板縁の外がわには丸竹をわたしたと思われる穴が柱に残っている（赤子の落下防止のためか）。

この母屋は原形として、北を除く三方が板縁と雨戸を通して外に接している。これは防衛上からの配慮と思われる。屋根は、前掲資料（「石井忠運日記」）にあるように当時一般的であった木羽葺である。

土蔵：2間×2.5間 5坪

板縁の台所に接している。内部は1階と2階からなる。1階には漆器類、陶磁器類、金属器類などが保管されている。2階は南側に明とりの窓があり、主に書籍類がある。全体に痛みが激しく一部さやにして補修している。屋根は本来は木羽葺。

米蔵：2間×3間 6坪（写真7）

地上75cmに床面があり湿気対策が施されている。板蔵で内部も板敷である。入口の鍵は堅固で現在も通用している。知行所からの年貢米を保管した所とされている³²⁾。屋根は木羽葺。

小屋：3間×2間 6坪

薪炭用。全体として痛みが激しい。屋根は木羽葺。

屋敷神（氏神）：5尺5寸×7尺 約1坪

入口は南に位置している。向って右が大社、左が稲荷である³³⁾。この建物で注目されるものに11枚の屋敷神棟札である（写真8）。

年代別にすると、寛文11年（1671）1枚、元禄17年（1704）、享保20年（1735）、宝暦7年（1757）、安永9年（1780）、嘉永2年（1849）各2枚である。

これらは建物を直すたびに作ったためであろう。享保20年の棟札の文面は次のとおりである。

（表） 享保二十歳

表7 黒沢家屋敷内の樹木について

番号	樹種	胸高周囲cm	備考	
1	ケヤキ	174	隣家との境界線上	
2	〃	139		
3	〃	112		
4	〃	77		
5	〃	測定不能		
6	〃	140		
7	ヒバ	121		
8	ケヤキ	112		
9	ツバキ	44		
10	〃	65		
11	ウメ	63		
12	キササギ	74		雷除けとのこと 伐採する。
13	(しゅずの木)	—		
14	ウメ	14		
15	ケヤキ	140		
16	ウメ	34		
17	モミジ	17		
18	ケヤキ	160		
19	サカキ	57		
20	〃	63		
21	クワ	120		
22	〃	90		
23	ウメ	169		
24	スモモ	65		
25	アンズ	92		
26	〃	105		
27	〃	115		
28	〃	110		
29	ウメ(枯)	104		
30	アンズ	129		
31	ケヤキ	—	伐採する	
32	ケヤキ	182		
33	〃	186		
34	〃	87		
35	〃	142		
36	〃	131		
37	〃	100		
38	クリ	84		
39	ケヤキ	158		

上記のうち、10本のケヤキが秋田市の保存樹（昭和49年）として指定されている。

表の番号は、図4の中の樹木の番号にあたる

願主 黒沢宇市良

素盞鳴尊 奉造立當社一字願主武運長久處

如十一月廿九日 神主鈴木遠江藤原繫正

(裏)

八鏡夜及守利日及護仁守利幸倍賜布

大工 齊藤重三郎

(上 10cm 下 8.5cm 長さ44cm)

(表)

亨保二十歳 黒沢宇一良

蒼稻魂命 奉造立當社一字願主武運長久祈自處

(裏) 如十一月廿九日 神主鈴木遠江守藤原繫正

八鏡夜及守利日及護仁守利幸比賜布

大工 斎藤重三郎

(上 12cm 下 11cm 長さ55cm 杉質)

以上、長屋門、母屋、土蔵、米蔵、小屋、屋敷神、そして後述するが井戸などこの当時の武士住宅が完全な形で今も残っており、実に貴重な家である。昭和55年当家を調査した永井規男関西大学教授(建築学)は

「構造手法も古様で18C後半を下らない時期と考えて良い」としている。

ロ、屋敷内の樹木について

黒沢家には現在屋敷内に図4にもあるように推定樹令180年の茶畑(昭和49年市の保存樹に指定)一133株一50坪ある。茶をのぞき、屋敷内にある樹木の中から大木³⁵⁾を選び樹種と胸高周囲を示すと次のようになる(表7)。ケヤキ16本(最大のものの周囲186cm—直径60cm—)、アンズ5本(同129cm—直径41cm—)梅5本(同、169cm—直径54cm—)、クワ2本(同、120cm—直径38cm—)などである。秋田県湯沢市や角館町の武家屋敷内の樹木がモミの木中心であるのに対して当家では防火に優れるケヤキを隣家との境界線に東西方向にほぼ直線的に植えている。

また、実のなる木(アンズ、スモモ、ウメ、クリ)やクワの木、そして茶畑などは、当家の生活の中で食用として、また養蚕用(当家には糸車、イザリ織がある)として利用されていたことがわかる。後述するが



◀(沙鉢箱書)



写真9 沙鉢、鏡、御盆

小野寺家臣から佐竹家臣へー黒沢家の場合ー



写真10 キツチ

豆の穀割りに使用するキツチや投網を作るための網針箱（箱書天保2年）の存在は、本藩久保田、20万石の城下町に居住する有力家臣の生活がかなり質素であることを物語るものとして注目される。

ハ、井戸について

深さ4mと4.5mの2つの井戸がある。信夫氏の話によると、この井戸には青白い色をした10cm前後の細長い魚が棲んでいたとのこと。戦前まで井戸掃除の際には、まずこの魚を桶に移してから水を捨てていた。

魚名及び棲つくようになった理由などは不明である。秋田県南秋田郡の八郎潟周辺の農家の中には井戸の中

表8 黒沢家所蔵書画類・刀剣類調

品名	品質	規格	作者	備考
竹 図	紙本	91.8×27	佐竹 義格	落款の“義格。は朱書である
ぶどうの図	紙本墨	24.8×30.5	佐竹 義和	落款は“泰峩指頭（花押）、とあり
藤倉山観音御真影	絹本木版	30.2×21	佐竹 義和	
冬の富士（和歌自賛）	紙本	104.2×45.5	佐竹 義和	落款は“日新斎筆、とあり
山水図	絹本淡彩	54.4×86	狩野 洞春	落款は“美信筆、とあり
盤景図	紙本墨	63 ×33.3	小室悟々斎	
エビス、大黒図	紙本	79 ×27.2	高橋 晁山	落款は“丙申初春晁山”とあり
布 袋	紙本墨	102.3×56.5	狩野 惟信	落款は“養川法眼、とあり
双鶴図	絹本淡彩	128.5×41	渡辺 洞昌	落款は“行年七十六歳洞昌愛恒筆、とあり
書（五字一行）双幅	紙本	123.2×29.5	佐竹 義尹	
岩に蘭	絹本、着色	30.5×78.5	佐竹 義敦	落款は“曙山画、
孔雀図	絹本、着色	128 ×50.5	長山 孔寅	
群猿図	紙本	151 ×74.5	狩野 守国	印章は“狩野守国、

種別	寸法	銘文	備考
太 刀	長さ 74.0 ×反り3.0cm	吉 房	
太 刀	70.3 × 2.4	相模国住人貞宗 建武二年二月日	
刀	67.7 × 1.8	無 銘	折返銘なるも離れて落ちる
”	63.6 × 0.9	”	
”	70.6 × 2.1	”	
脇 指	40.6 × 0.8	大和大掾藤原正則	
”	54.8 × 1.8	無 銘	
”	52.1 × 1.2	”	
”	51.5 × 1.2	”	
”	32.7 × 0.6	国 宗	
”	47.5 × 1.2	丹波守吉道	
”	54.8 × 1.8	無 銘	
短 刀	23.9 × 0	無 銘	
火 繩 銃	銃身長 116.5cm、口径 1.3cm	国友流遠田信直	

に発生する有害なプランクトンを食べてもらうため、意図的に魚を放すことがあるとのこと（県立男鹿水族館からの助言）。

3. 生活用具について

什器類を含め 500石格にふさわしいものが多数ある（写真9）。これらの質の高いもの以外に注目すべきものとして、キヅチ（写真10）二個、石臼、糸車、イザリ織、網針箱（箱裏書、天保二年）、ヤス（長さ450

cm）などがある。これらから屋敷畑で豆が植えられていたこと、クワの木の存在とあわせて養蚕と織が行なわれていた可能性のあること、そして市内を流れる旭川の上流仁別まで出かけての投網やサケのヤスつきなどが想像される。魚の方は多少趣味的要素もあるが、これまで純消費者側と見なされがちである城下武士の生活の中に、多少であろうとも土地と離れず生産する心のあったことがわかる。この傾向が黒沢家に限られ

表9 黒沢家文書（日記類）

番号	年号	表	題
1	天保10年	大御番頭勤中日記	己亥正月より至12月 道 興
2	" 11年	"	庚子正月より至12月 "
3	" 12年	"	辛丑正月より至12月 "
4	" 13年	"	壬寅正月より至12月 "
5	" 14年	"	癸卯正月より至12月 "
6	弘化元年	日 記	甲辰正月より至12月 "
7	" 2年	"	乙巳正月より至12月 "
8	" 3年	大御番頭寺社奉行動中日記	丙午正月ヨリ至12月 "
9	" 4年	寺社奉行動中日記	丁未正月ヨリ至12月 "
10	嘉永元年	寺社奉行動日記	戊申正月ヨリ至12月 黒 沢 伊兵衛
11	" 2年	寺社奉行動中日記附御目付衆御下向取纏	己酉正月ヨリ至12月 "
12	" 3年	寺社奉行動中日記	庚戌正月ヨリ至12月 "
13	" 4年	日 記	辛亥正月ヨリ至12月 "
14	" 5年	"	壬子正月ヨリ至12月 "
15	" 6年	"	癸丑正月ヨリ至12月 黒 沢 伊兵衛
16	安政元年	"	甲寅正月ヨリ至12月 "
17	" 2年	"	乙卯正月ヨリ至12月 "
18	" 3年	"	丙辰正月ヨリ至12月 "
19	" 4年	"	丁巳正月ヨリ至12月 道 興
20	" 5年	"	戊午正月至12月 "
21	" 6年	"	同七申年五月迄 "
22	万延元年	大御番頭日記	庚申正月 道 正
23	文久元年	大御番頭私用日記	正月ヨリ12月迄 "
24	" 2年	"	正月迄 "
25	" 3年	"	正月 "
26	元治元年	大御番並私用日記	正月迄12月迄 "
27	慶応元年	大御番頭私用日記	正月与里12月迄 "
28	" 2年	"	正月與里12月迄 "
29	" 3年	日 記	自正月12月迄 "
30	明治2年	"	己巳年自正月至12月 道 玄

るものなのか、否かについては今後の多数の事例報告を待ちたい。

4. 刀剣、美術品類について

黒沢宅には、その伝統を裏書するかのように多数の刀剣や美術品類が残されている。これらのものを調査した結果が次の表8である。くわしいことは今後の美術専門家の研究に待ちたい。

5. 文書類

幕末期、寺社奉行を勤めた10代道興が記録した御用日記を中心として30点余りの日記がある。これを表にすると次のようになる。(表9)。

その他、御判紙類、家譜、家伝については本報告の中ですでに紹介してきた。今後、土蔵に残されている古書類の目録化をいそぎたい。

Ⅶ まとめ

本稿により次の2点が明らかとなった。第1点は秋田土着の武士たちの関ヶ原以後の去就についてである。

第2点は本藩久保田町城下における上級武士の武士住宅およびその生活についてである。

第1の点については出羽秋田地方の場合、秋田氏、戸沢氏、六郷氏、本堂氏、仁賀保氏、内越氏は常陸へ転封した。滝沢、岩屋両氏は山形最上氏の家臣となった(元和8年、最上民改易とともに両氏は牢人となる)。

結局、1602年から1622年にかけて出羽秋田地方には戦国以来の在地性を持つ武將は由利の滝沢、岩屋両氏のみであった。極端に言えば、1602年を期して出羽秋田から戦国以来の大名が一斉に移動したと言って良い。

問題なのは、この移動にあたって各大家の家臣達の去就である。本報告を通して旧小野寺家重臣黒沢甚兵衛道家や八木藤兵衛らの人々の旧君への奉公の深さそして新領主佐竹氏への仕官、採用する佐竹氏側の意図などが解明された。

また、これらの分析を通して戦国大名小野寺家臣の中に由利12頭の分流と思われる人々(滝沢三右衛門一元滝沢城主、鮎川久米蔵一元鮎川城主)や六郷喜左衛門、幡江清七らの戦国大名六郷氏の分流と思われる人々の存在することも確認され、戦国大名の抱える家臣団がかなり複雑であることを知った。

今後、佐竹氏をはじめ他大名に採用された秋田土着の武士の系譜をより一層明らかにするとともに帰農し

た人々が農村社会においていかなる役割を果たしたのか、および藩はこれらの人々をいかに見なしていたのかの解明をいそぎたい。

第2の点については、秋田の場合、武士住宅の保存がほとんど見られず典型的武士住宅として現在我々が確認できる唯一の家が黒沢氏宅である。家屋配置図や間取りの作成を通していくらか黒沢家への研究がスタートしたといえる。今後、建築学の専門家による本格的調査を期待したい。

おわりに、黒沢信夫氏に対しては2年間にわたる調査を許可していただき誠に感謝いたします。

また、家屋調査については関西大学永井規男氏、美術調査については本館職員皆川忠彦氏、太田和夫氏、写真撮影については同嶋田忠一氏のご協力を得た。ここに厚く感謝するしだいである。

- 注1. 半田市太郎氏「秋田藩における給人知行所の系譜」(『秋田地方史の研究』収録)
2. 高橋秀夫氏「近世中期一藩士の家計考」(『出羽路』第8号)
3. 『秋田県史』近世下第一節の五、武士の生活
4. 文禄4年の記事としているが『県史』からみて文禄3年のことと思われる。
5. 岩崎合戦の翌年のこととしているので文禄4年のこととなる。
6. 黒沢館の所在地は、秋田県平鹿郡山内村である。また、調査者は佐々木周一郎氏である。
7. 『秋田人名大辞典』の黒沢道家の項によると、「景道偏諱を与え道家と称す」とある。この記事の出典は明らかでない。
8. 石川大蔵氏所蔵「石川教定文書」
9. 『秋田県立図書館資料 A288.2. 222
11. " A288.2. 540
12. " A288.2. 335
13. 現在の秋田県雄勝郡雄勝町院内と山形県最上郡真宝川町をむすぶ雄勝峠ではない。慶長8年に降雄勝峠を主に利用することになったため、院内口としたものと思われる。この時期に彼らが出迎えたのは有屋峠である。現在の雄勝町横堀川井地内と山形県最上郡金山町有屋地内をむすぶ。
佐竹入部以後すたれたが人々の往来は近代まで

続く。

14. 所在地、秋田県大曲市角間川。藩政期は平鹿郡に属す。
15. 所在地、秋田県秋田市土崎。以前の領主秋田氏の城下町。佐竹氏の入部当初の城下町。慶長9年新城下久保田の建設後港町として発展。
16. 『『県史』資料編近世上 225.
17. 『『県史』資料編近世上 206.
18. 『『県史』近世上、第39表寛永4年の家臣分限調。
19. 戦国期仙北大曲地方の武将であった戸蔭氏の一族ではないかと考えられる。
20. 赤石又兵衛の知行高は寛永4年時、40石。文化2年時、85石余であった。
21. 『『県史』資料編近世上 222. 「御上洛ニ付御供衆之覚」より
22. 『新秋田叢書』（6）、黒沢甚兵衛覚書の序、弘化4年、新田目道茂著より
23. 『『県史』資料編近世上 194 「先御代々御財用向御指操次第覚」より
24. 千畑村公民館長後松州造氏の協力をえて調査したが資料的不足から、旧千屋村と黒沢氏の関係をさぐることはできなかった。
25. 椿村の「郷仲諸書物一切写」（県立博物館収蔵資料、鈴木ミサオ家文書より）
26. これまでの研究によると（仙北郡西仙北町の旧今泉村の場合）、打直しの結果打減り高が出ると次のようにな手順で代知が行なわれていた。
 - ① 村高に対する打減率を算出
 - ② その村の給人が持つ給地から打減率分を一律にカットする。
 - ③ カットされた高に対して一定の割合で代知を支給する。
 - ④ 代知率は各給人の本知高の大小によって異なる。
 - ⑤ 原則的には、高禄の者ほど代知率は低くなるとされている。しかし、研究例が少なく、
- いまだ明確な法則性をつかみえないのが現状である。
27. 吉沢氏の場合、末期養子による家の存続であったための減石と考えられているが、黒沢氏の場合当主道興も養子である。道富47才（それから11年後の文政4年道富死去）のときの文化7年、道興（15才）が婿養子として黒沢家に入っている。

この事実からすれば、黒沢家の場合には末期養子とは考えがたい。ゆえに、天保9年の減石は吉沢氏の場合とは性格の異なるものと考えられる。
28. 県立博物館収蔵資料 357 守屋家資料6006
29. " 6007
30. 「石井忠運日記」巻八（『新秋田叢書』（五）

なお、桂之助とは小野寺桂之助のことで、明和元年家老となる。
31. 右手長屋がら角地までの部分と池永小路に面した部分は現在黒沢氏の貸地である。口伝によると藩政期より貸家がならんでいたとのこと。これら貸家の裏手にあるケヤキ群が古いものであることから、信憑性がある。
32. 『近世武士住宅』（佐藤巧著）より
33. 3斗入米俵は、たて60cm、横40cm、高さ35cm余りである。この米蔵の室内の高さは270cm余りであるから、推定俵数はたて、横9俵づつの1列81俵となり、高さ7段として合計560俵余りが入ることになる。
34. 武士の信仰についての研究が不足しているためこの2社への信仰が当時の武士で一般的なものか、それとも例外的なものかについては判断、がつかない。
35. 黒沢氏がこの屋敷に入ってくる以前の樹木がそれとも以後のものなのかについての年輪調査は生長錐で判定可能であるが樹木保護の立場から実施していない。